

### 第 3 6 号議案

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担  
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担  
に関する条例の一部を改正する条例

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関  
する条例（平成 2 7 年足立区条例第 3 7 号）の一部を次のように改正す  
る。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条から第 1 2 条までを 1 条  
ずつ繰り上げる。

第 1 3 条中「第 1 0 条」を「第 9 条」に改め、同条を第 1 2 条とし、  
第 1 4 条を第 1 3 条とする。

別表第 5 中「第 7 条」を「第 6 条」に改める。

別表第 6 中「加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、そ  
の費用として規則で定める額」を削る。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

特定教育・保育施設の副食費を無償とする必要があるので、この条例  
案を提出いたします。